



4月25日～  
5月11日

# 緊急事態宣言が 発出されています

新型コロナウイルス感染者数の増加を受け、国から緊急事態宣言が発出されました。  
感染拡大の防止には、みなさんの徹底した対策が不可欠です。  
引き続き感染リスクの高い行動を避け、感染対策を徹底しましょう。

## 区民のみなさんへのお願い

不要不急の外出・移動を  
控えてください



特に、20時以降の外出を自粛  
してください

手洗い・マスク着用・



3密(密閉・密集・密接)の回避  
を徹底してください

### 新型コロナウイルス ワクチン接種の相談窓口

板橋区新型コロナワクチンコールセンター  
☎0120-985-252(9時～18時)

### 新型コロナウイルスの 健康相談窓口

板橋区新型コロナ健康相談窓口  
☎4216-3852(平日、9時～17時)

東京都発熱相談センター  
☎5320-4592(24時間)

区施設の休館などの最新情報は、区ホームページをご覧ください



※ 4月26日時点の情報に基づき作成しています。

## 子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)を支給します

▶対象 = 平成15年4月2日以降に生まれたお子さん(中度以上の障がいがある場合は19歳以下)がいる  
ひとり親世帯などで、次のいずれかの要件を満たす方

- Ⓐ 令和3年4月分の児童扶養手当を受給する(全額支給停止の方を除く)
- Ⓑ 公的年金などを受給しており、令和3年4月分の児童扶養手当が全額支給停止になる
- Ⓒ 新型コロナウイルス感染症の影響で、収入が児童扶養手当受給者と同じ水準になった

▶支給額 = 子ども1人につき5万円

※ Ⓐ申請不要。対象者には、5月中旬にお知らせをお送りします。

※ ⒷⒸ申請必要。申請方法など詳しくは、区ホームページをご覧ください。

問 合 子ども政策課子どもの手当医療係 ☎3579-2744

